

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

| 事業名 | 子育て発達支援センター事業 | | 細事業名 | | 新継区分 | 継続事業 | |
|-------------|---|--|---------------------|---------------------------|--|---|--------|
| 総合振興計画の位置づけ | 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る | | 根拠法令等 | 南丹市子育て発達支援センター施設条例 | | | |
| | 4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する | | | 南丹市心身障害児通園事業実施要綱 | | | |
| | (6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援 | | | 南丹市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱 | | | |
| 事業計画期間 | 平成 24 年度 ～ 平成 26 年度 | | 年度 | 当該年度における事業の実施内容 | 当該年度に目指す成果・効果 | 事業費 | |
| 現状の課題 | 保護者や保育所等、関係機関からの相談に応じ、障がいを早期に発見し適切な指導、助言を行うための相談支援事業、幼児の小集団での発達支援を行う児童デイサービス事業並びに放課後活動の居場所の指導・援助を行う日中一時預かり事業の3事業に取り組む。 | | 平成23年度 予算現額 | | | 39,552 | |
| | | | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 平成24年度 | 「南丹市発達支援センター」として障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加につなげるための支援施設として、また南丹市の子どもたちが安心して健やかに育っていく拠点として運営を行う。 | 相談・早期支援、療育及び学童期の放課後活動の居場所の指導・援助を一貫して支援できるよう体制整備をする。 | 38,990 |
| | | | | 平成25年度 | 「南丹市発達支援センター」として障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加につなげるための支援施設として、また南丹市の子どもたちが安心して健やかに育っていく拠点として運営を行う。 | 相談・早期支援、療育及び学童期の放課後活動の居場所の指導・援助を一貫して支援できるよう体制整備をする。 | 38,990 |
| | | | | 平成26年度 | 「南丹市発達支援センター」として障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加につなげるための支援施設として、また南丹市の子どもたちが安心して健やかに育っていく拠点として運営を行う。 | 相談・早期支援、療育及び学童期の放課後活動の居場所の指導・援助を一貫して支援できるよう体制整備をする。 | 38,990 |
| 具体的な実施内容 | 障がいを早期に発見し適切な指導、助言を行うための相談支援事業、人とかかわりに不安のある子どもや心身の発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、一人ひとりに適した療育並びに放課後活動の居場所の指導・援助を行う日中一時預かり事業の3事業を組み地域で安心して生活が送れるよう支援する。 | | | | | | |
| 事業の目的 | 障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加につなげるための支援施設として、また南丹市の子どもたちが安心して健やかに育っていく拠点として必要である。 | | | | | | |
| 事業の効果 | 相談・早期発達支援、療育や学童期の障がい児支援の機能を一体的に担う。 | | | | | | |